　戸別検針及び戸別徴収に関する契約書

　所沢市（以下「受託者」という。）と所有者

（以下「委託者」という。）は、戸別検針及び戸別徴収について、次のとおり契約を締結する。

　（業務の委託及び受託）

第１条　委託者は、以下に表示する建築物に附帯する受水槽以下の給水施設の各戸に給水するために設置された水道メーター（以下「各戸メーター」という。）の検針業務（以下「戸別検針」という。）及び水道料金等（水道料金及び下水道使用料をいう。以下同じ。）の徴収業務（以下「戸別徴収」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

　所在地　所沢市

　給水番号

　建築物名称

　（親メーターの設置）

第２条　受託者は、受水槽までの給水装置に市の水道メーター（以下「親メーター」という。）を設置し、各戸メーターの点検時に点検するものとする。

　（各戸メーターの設置）

第３条　委託者は、受託者の定める設置基準に基づき、受水槽以下の給水施設に受託者が貸与する各戸メーターを設置するものとする。

２　前項の各戸メーター設置に要する費用は、委託者の負担とする。

　（各戸メーターの管理）

第４条　委託者及び各戸の使用者は、各戸メーターを十分な注意をもって管理し、凍結、き損又は紛失があった場合は、その損害額を賠償しなければならない。

２　受託者は、各戸メーターが計量法に規定する検定有効期間を満了する場合、又は故障があった場合は、受託者の責任において各戸メーターの交換を行う。

３　受水槽以下の給水施設の配管等の老朽化、止水栓の故障等により、各戸メーターの交換が不可能な場合は、委託者の責任において改良工事等の措置を講じなければならない。

　（受水槽以下の給水施設の維持管理）

第５条　委託者は、受水槽により供給される水の水質保持のための措置及び受水槽以下の給水施設の清掃、修理その他の維持管理について責任を持って行わなければならない。

２　受託者は、必要に応じて受水槽以下の給水施設の立入り調査を行い、当該施設が基準に適合しない場合は、改善を指示することができる。

３　委託者は、立入り調査に協力するとともに、前項の規定により改善の指示を受けた場合は、自己の負担により速やかに必要な措置を講じなければならない。

　（水道料金等）

第６条　受託者は、親メーター及び各戸メーターについて、受託者の定める定例検針日に点検を行い、各戸メーターの使用水量により水道料金等を算定し、委託者又は各戸の使用者に通知する。

２　受託者は、親メーターの指示水量から各戸メーターの使用水量の総和を差し引いた水量が、親メーターの使用公差を超える場合は、その水量についても水道料金等を算定し、委託者又は委託者が指定した者に通知する。

３　前２項の通知を受けた者は、当該水道料金等を指定納入期限までに支払わなくてはならない。

４　前３項の規定は、竣工検査合格後から適用する。

　（施錠装置）

第７条　委託者は、建築物の出入口がオートロック等施錠装置の設置により入館が制限されている場合は、受託者が行う戸別検針等に支障が生じない措置を講じなければならない。

　（各戸の使用者との疑義）

第８条　本契約に関する事項について、委託者と各戸の使用者間において疑義が生じた場合は、当事者間で解決するものとする。

　（所有者変更及び契約内容の承継）

第９条　委託者は、本契約を締結後売買その他の事由によって所有者に変更があった場合は、速やかに受託者に届け出なければならない。

２　前項の場合において、本契約の内容は、新所有者に承継されるものとし、従前の所有者は、新所有者に対して当該契約の内容を引き継がなければならない。

　（契約の解除）

第１０条　受託者は、委託者が戸別検針徴収共同住宅の認定の取消しを申請した場合、又は委託者が本契約に違反し、受託者が勧告してもなお、改善される見込みのない場合は、本契約を解除することができる。

２　前項の契約の解除により、委託者が損害を受けることがあっても、受託者は一切の責任を負わない。

３　契約解除後の水道使用量は、親メーターで点検し、その水道料金等は委託者が一括して納入するものとする。

　（有効期間等）

第１１条　本契約の有効期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。ただし、期間満了日の１か月前までに受託者又は委託者が契約を終了させる旨の意思表示を行わない場合は、期間満了の日から起算して１年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。

　（定めのない事項）

第１２条　本契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項は、受託者と委託者により協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、各自記名押印のうえ、各１通を所持する。

　　　　　年　　月　　日

所沢市宮本町二丁目２１番４号

受託者　　所沢市

所沢市上下水道事業管理者

委託者